

「神奈川県循環器病対策推進計画」改定素案たたき台 新旧対照表 (比較表) 【案】

新 (改定計画素案)	旧 (現行計画)
<p style="text-align: center;">神奈川県循環器病対策推進計画 <u>令和6年</u> 3月</p> <p>目次 略</p> <p>第4章 個別施策</p> <p>第1節 循環器病の未病改善や正しい知識の普及啓発等</p> <p><u>第1項 未病改善や正しい知識の普及啓発</u></p> <p><u>第2項 健診の普及や取組の推進</u></p> <p>第2節 保健、医療及び福祉に係るサービスの提供体制の充実</p> <p>第1項 循環器病の救急搬送体制の整備</p> <p>第2項 救急医療の確保をはじめとした循環器病に係る医療提供体制の構築</p> <p><u>第3項 リハビリテーション等の取組</u></p> <p><u>第4項 循環器病の後遺症を有する者に対する支援</u></p> <p>第5項 循環器病の緩和ケア</p> <p><u>第6項 社会連携に基づく循環器病対策・循環器病患者支援</u></p> <p><u>第7項 治療と仕事の両立支援・就労支援</u></p> <p><u>第8項 小児期・若年期から配慮が必要な循環器病への対策</u></p> <p><u>第9項 循環器病に関する適切な情報提供・相談支援</u></p> <p>略</p> <p>第1章 基本的事項</p> <p>第1節 計画策定の趣旨</p> <p>略</p>	<p style="text-align: center;">神奈川県循環器病対策推進計画 <u>令和4年</u> 3月</p> <p>目次 略</p> <p>第4章 個別施策</p> <p>第1節 循環器病の未病改善や正しい知識の普及啓発等</p> <p><u>第1項 現状と課題</u></p> <p><u>第2項 取り組むべき施策</u></p> <p>第2節 保健、医療及び福祉に係るサービスの提供体制の充実</p> <p>第1項 循環器病の救急搬送体制の整備</p> <p>第2項 救急医療の確保をはじめとした循環器病に係る医療提供体制の構築</p> <p><u>第3項 社会連携に基づく循環器病対策・循環器病患者支援</u></p> <p><u>第4項 リハビリテーション等の取組</u></p> <p>第5項 循環器病の緩和ケア</p> <p><u>第6項 循環器病の後遺症を有する者等に対する支援</u></p> <p><u>第7項 小児期・若年期から配慮が必要な循環器病への対策</u></p> <p>略</p> <p>第1章 基本的事項</p> <p>第1節 計画策定の趣旨</p> <p>略</p>

1

2

3

新（改定計画素案）	旧（現行計画）
<p>第2節 計画期間</p> <p>○ この計画の期間は、神奈川県保健医療計画等との整合を図る観点から、<u>令和6年度から令和11年度の6年間</u>とします。</p> <p>第3節 関連する計画等</p> <p>○ この計画は、<u>以下の県が策定した計画や国の施策等</u>と整合を図りながら推進していきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>神奈川県保健医療計画（第8次）</u> ・<u>かながわ健康プラン21（第3次）</u> ・<u>神奈川県がん対策推進計画</u> ・<u>神奈川県医療費適正化計画</u> ・<u>かながわ高齢者保健福祉計画</u> ・<u>神奈川県感染症予防計画</u> ・<u>「成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針」（令和5年3月閣議決定）</u> ・<u>「腎疾患対策検討会報告書（平成30年）」</u> <p>第2章 全体目標 略</p> <p>第3章 本県の保健医療の現状 略 <u>（データを最新値に更新中）</u></p> <p>第4章 個別施策</p> <p>第1節 循環器病の未病改善や正しい知識の普及啓発等</p> <p>第1項 <u>未病改善や正しい知識の普及啓発</u></p> <p><u>（1）現状と課題</u></p> <p>略 <u>（データを最新値に更新中）</u></p>	<p>第2節 計画期間</p> <p>○ この計画の期間は、神奈川県保健医療計画等との整合を図る観点から、<u>令和4年度から令和5年度の2年間</u>とします。</p> <p>第3節 関連する計画等</p> <p>○ この計画は、<u>神奈川県保健医療計画（第7次）、かながわ健康プラン21（第2次）、かながわ高齢者保健福祉計画等</u>と整合を図りながら推進していきます。</p> <p>第2章 全体目標 略</p> <p>第3章 本県の保健医療の現状 略</p> <p>第4章 個別施策</p> <p>第1節 循環器病の未病改善や正しい知識の普及啓発等</p> <p>第1項 <u>現状と課題</u></p> <p>略</p>

4

新（改定計画素案）	旧（現行計画）
<p><u>削除</u></p> <p>略</p> <p><u>(2) 取り組むべき施策</u></p> <p>略</p> <p>（主に働く世代のための施策）</p> <p>○県は、生活習慣病対策を進めるとともに、働く世代の生活習慣病対策を強化するため、中小企業に対して、従業員の健康づくりや社内の健康管理体制構築に向けた助言支援を行うとともに、市町村、医師会等と連携して働く世代の健康づくりの取組みの検討や調整を行います。</p> <p>○県は、健康増進を目的とした給食施設（給食を提供する事業所等）と連携して、働く世代等へ栄養・食生活の改善を働きかけていきます。</p> <p><u>削除</u></p> <p>第2項 <u>健診の普及や取組の推進</u></p> <p><u>(1) 現状と課題</u></p> <p><u>○ 循環器病の多くは、不健康な生活習慣の継続等に端を発して発症するものであり、その経過は、生活習慣病予備群、生活習慣病発症、再発・重症化・合併症発症、生活機能の低下・要介護状態の順に進行していきます。そのため、予防の観点からも、循環器病の早期の診断・治療介入の考え方が必要です。循環器病の主要な危険因子である生活習慣病の予</u></p>	<p><u>(特定健診)</u></p> <p><u>○ 循環器病は、早期の診断・治療介入が必要です。心電図検査等で心房細動などの早期診断につながるとする報告があるほか、循環器病の主要な危険因子である生活習慣病対策のためにも、健康診査等の受診や、行動変容をもたらす保健指導が重要です。</u></p> <p><u>○ 本県の特定健康診査及び特定保健指導の実施率は、令和元年度時点では特定健康診査 55.1%、特定保健指導 18.5%となっています。</u></p> <p><u>特定健康診査・特定保健指導の実施率 図表 削除</u></p> <p>略</p> <p><u>第2項</u> 取り組むべき施策</p> <p>略</p> <p>（主に働く世代のための施策）</p> <p>○県は、生活習慣病対策を進めるとともに、働く世代の生活習慣病対策を強化するため、中小企業に対して、従業員の健康づくりや社内の健康管理体制構築に向けた助言支援を行うとともに、市町村、医師会等と連携して働く世代の健康づくりの取組みの検討や調整を行います。</p> <p>○県は、健康増進を目的とした給食施設（給食を提供する事業所等）と連携して、働く世代等へ栄養・食生活の改善を働きかけていきます。</p> <p><u>○県は、医療保険者が実施する特定健康診査・特定保健指導が円滑に実施できるよう、研修会等を開催し、実施率の向上等を支援していきます。</u></p> <p><u>新規</u></p>

6

5

新（改定計画素案）	旧（現行計画）
<p><u>防及び早期発見のためには、40歳以上75歳未満の者が対象となる特定健康診査等の受診や、行動変容をもたらす特定保健指導が重要です。</u></p> <p><u>○ 本県の令和3年度の特定健康診査の実施率は56.2%で、全国平均（56.2%）と同値です。しかし、令和3年度の特定保健指導の実施率は20.1%と、全国平均（24.7%）を下回っており、実施率の向上に向けた取組をより一層進める必要があります。</u></p> <p><u>特定健康診査・特定保健指導の実施率 図表 挿入</u></p> <p><u>（2）取り組むべき施策</u></p> <p><u>○ 県は、健康無関心層等に、特定健診等の重要性について、ホームページやネット広告等を活用し、普及・啓発を行います。</u></p> <p><u>○ 県と神奈川県保険者協議会は連携して、特定健康診査・特定保健指導等の従事者が適切な知識、技術を習得できるよう研修会を開催します。</u></p> <p><u>○ 県は、効果的・効率的な保健事業の推進のため、国保データベース（KDB）及びNDBを活用して、国保データ、被用者保険のデータや人口動態統計などの保健医療データを収集・分析し、市町村へ提供していきます。</u></p> <p><u>○ 市町村は、特定健康診査等の健診により発見された危険因子を放置せず、生活習慣の改善や、必要な治療に繋げるため、効果的な特定保健指導の実施や、医療機関の受診勧奨の取組を推進します。</u></p> <p>第2節 保健、医療及び福祉に係るサービスの提供体制の充実 第1項 循環器病の救急搬送体制の整備 （1）現状と課題 略（内容検討中） （2）取り組むべき施策</p> <p>略（内容検討中）</p>	<p>第2節 保健、医療及び福祉に係るサービスの提供体制の充実 第1項 循環器病の救急搬送体制の整備 （1）現状と課題 略 （2）取り組むべき施策（<u>県、市町村、関係機関、医療機関・医療関係者、県民</u>） 略</p>

新（改定計画素案）	旧（現行計画）
<p>第2項 救急医療の確保をはじめとした循環器病に係る医療提供体制の構築</p> <p>(1) 現状と課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 医療及び介護に係るサービスの需要の増大及び多様化に対応し続けるためには、患者それぞれの状態にふさわしい良質かつ適切な医療を効果的かつ効率的に提供する体制を構築する必要があります。 ○ 2024年に適用となる「時間外労働の上限規制」を中心とした医師の働き方改革を見据えた医療提供体制の構築を検討する必要があります。 ○ かかりつけ医においても循環器病患者を診察する可能性があることから、かかりつけ医等と専門的医療を行う施設の医療従事者との連携が適切に行われることが必要です。 ○ <u>今般の新型コロナウイルス感染症の拡大により、循環器病患者の救急搬送や手術に制限が生じるなど、循環器診療のひっ迫や受診控えが指摘されたことを踏まえ、感染症発生・まん延時や災害時等の有事においても、感染症患者や被災者等に対する医療体制を確保するとともに、それ以外の疾患の患者に対する通常医療を適切に提供できることが必要です。</u> <p>略（内容検討中）</p> <p>(2) 取り組むべき施策</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 県内のどこに住んでいても、どこで発症しても、適切な治療を受けられる体制の構築を進め、脳卒中、心血管疾患の特性に応じた医療の均てん化を図るため、医療機能の役割分担と連携に係る検討を進めます。 ○ <u>県は、急性期から回復期・慢性期への円滑な移行について、地域医療機関の診療及び医療連携体制の強化を図ります。</u> ○ 医師の働き方改革を見据えつつ、本県の実情に応じた医療提供体制の構築に向けた検討を進めます。 ○ 脳卒中、心筋梗塞などの専門治療施設が中心となり、迅速な救急搬送と専門施設への患者受入を目的としたネットワーク（CCU ネットワーク 	<p>第2項 救急医療の確保をはじめとした循環器病に係る医療提供体制の構築</p> <p>(1) 現状と課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 医療及び介護に係るサービスの需要の増大及び多様化に対応し続けるためには、患者それぞれの状態にふさわしい良質かつ適切な医療を効果的かつ効率的に提供する体制を構築する必要があります。 ○ 2024年に適用となる「時間外労働の上限規制」を中心とした医師の働き方改革を見据えた医療提供体制の構築を検討する必要があります。 ○ かかりつけ医においても循環器病患者を診察する可能性があることから、かかりつけ医等と専門的医療を行う施設の医療従事者との連携が適切に行われることが必要です。 <p>(2) 取り組むべき施策（<u>県、市町村、関係機関、医療機関・医療関係者</u>）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 県内のどこに住んでいても、どこで発症しても、適切な治療を受けられる体制の構築を進め、脳卒中、心血管疾患の特性に応じた医療の均てん化を図るため、医療機能の役割分担と連携に係る検討を進めます。 ○ 医師の働き方改革を見据えつつ、本県の実情に応じた医療提供体制の構築に向けた検討を進めます。 ○ 脳卒中、心筋梗塞などの専門治療施設が中心となり、迅速な救急搬送と専門施設への患者受入を目的としたネットワーク（CCU ネットワーク

7

9

8

新（改定計画素案）	旧（現行計画）
<p>等）を構築することにより、救急病院と消防機関の連携を進め、急性期医療の充実に努めます。</p> <p>○ 県は、関係機関、医療機関・医療関係者等の意見を聞いて、脳・心疾患それぞれの病院の連携体制や ICT の効果的な活用等について、検討を進めます。</p> <p><u>○ 県は、急性期以降の転院先となる病院（回復期及び慢性期の病院等）の医療提供体制の強化や、訪問診療、訪問看護、訪問歯科診療、訪問薬剤管理指導、訪問リハビリテーション、訪問栄養食事指導等を含めた在宅医療の体制を強化し、急性期病院からの円滑な診療の流れについて検討を進めます。</u></p> <p><u>○ 県は、平時のみならず感染症発生・まん延時や災害時等の有事においても、地域の医療資源を有効に活用できる仕組みづくりを推進します。</u></p> <p>第3項 <u>リハビリテーション等の取組</u> (1) 現状と課題 略 <u>(内容検討中)</u> (2) 取り組むべき施策 略 <u>(内容検討中)</u></p> <p>第4項 <u>循環器病の後遺症を有する者に対する支援</u> (1) 現状と課題（内容検討中） ○ 循環器病は、急性期に救命されたとしても、様々な後遺症を残す可能性があります。 ○ 後遺症により、日常生活の活動度が低下し、しばしば介護が必要な状態となり得ますが、このような場合には必要な福祉サービスを受けることができることとなっています。</p>	<p>等）を構築することにより、救急病院と消防機関の連携を進め、急性期医療の充実に努めます。</p> <p>○ 県は、関係機関、医療機関・医療関係者等の意見を聞いて、脳・心疾患それぞれの病院の連携体制や ICT の効果的な活用等について、検討を進めます。</p> <p>第3項 <u>社会連携に基づく循環器病対策・循環器病患者支援</u> (1) 現状と課題 <u>第6項へ移動</u> (2) 取り組むべき施策 <u>(県、市町村、関係機関、医療・福祉機関、医療・介護関係者、県民)</u> <u>第6項へ移動</u></p> <p>第4項 <u>リハビリテーション等の取組</u> (1) 現状と課題 <u>第3項へ移動</u></p>

新（改定計画素案）	旧（現行計画）
<p>○ ただし、その福祉サービスの提供や後遺症に対する支援について、患者が十分に享受できていないとの課題が指摘されています。</p> <p>○ また、脳卒中の発症後には、手足の麻痺だけでなく、外見からは障害がわかりにくい摂食嚥下障害、てんかん、失語症、高次脳機能障害等の後遺症が残る場合があり、社会的理解なども必要です。</p> <p>○ さらに、脳卒中を含む脳血管疾患の治療や経過観察などで通院・入院している患者（約 112 万人）のうち、約 16%（約 18 万人）が 20～64 歳です。</p> <p>○ 一般に、脳卒中というと手足の麻痺、言語障害等の大きな障害が残るというイメージがありますが、65 歳未満の患者においては、約 7 割がほぼ介助を必要としない状態まで回復するとの報告もあります。</p> <p>（2）取り組むべき施策</p> <p>○ 介護サービス情報の公表制度による事業者情報をはじめ、介護保険サービスの利用者や家族、介護支援専門員（ケアマネジャー）等が必要とする介護・福祉サービスに関する情報を迅速に提供し、サービスの選択を支援します。</p> <p><u>削除</u></p> <p><u>○ 県は、循環器病の後遺症について、正しい知識の普及啓発を行うとともに、理解促進を推進します。</u></p> <p><u>○ 県は、患者とその家族等に対して、ニーズに応じた支援ができるよう、地域の情報提供・相談支援の中心的な役割を担う医療機関に、循環器病患者とその家族の相談支援窓口を設置します。</u></p> <p>第 5 項 循環器病の緩和ケア （1）現状と課題 略 <u>（内容検討中）</u> （2）取り組むべき施策</p>	<p>（2）取り組むべき施策 <u>第 3 項へ移動</u></p> <p>第 5 項 循環器病の緩和ケア （1）現状と課題 略 （2）取り組むべき施策 <u>（県、市町村、関係機関、医療・福祉機関、医療・介護関係者、県民）</u></p>

新（改定計画素案）	旧（現行計画）
<p>略 <u>（内容検討中）</u></p> <p>第6項 <u>社会連携に基づく循環器病対策・循環器病患者支援</u> （1）現状と課題 略 <u>（内容検討中）</u></p> <p>（2）取り組むべき施策 略 <u>（内容検討中）</u></p>	<p>略</p> <p>第6項 <u>循環器病の後遺症を有する者等に対する支援</u> （1）現状と課題 略</p> <p>⑩ <u>○ 脳卒中の発症直後からのリハビリテーションを含む適切な治療により、職場復帰（復職）することが可能な場合も少なくありませんが、復職に関して患者の希望がかなえられない事例もあり、障害者就労支援などとの適切な連携が求められます。</u></p> <p><u>○ また、虚血性心疾患を含む心疾患の患者（約173万人）のうち約16%（約28万人）が20～64歳です。</u></p> <p><u>○ 治療後通常の生活に戻り、適切な支援が行われることで職場復帰できるケースも多く存在しますが、治療法や治療後の心機能によっては継続して配慮が必要な場合があります。</u></p> <p>（2）取り組むべき施策 <u>（県、市町村、関係機関、医療・福祉機関、医療・介護関係者、県民）</u></p> <p><u>○ 介護サービス情報の公表制度による事業者情報をはじめ、介護保険サービスの利用者や家族、介護支援専門員（ケアマネジャー）等が必要とする介護・福祉サービスに関する情報を迅速に提供し、サービスの選択を支援します。</u></p> <p>⑪ <u>○ また、脳卒中や虚血性心疾患だけでなく、成人先天性心疾患や心筋症等、幅広い病状を呈する循環器病患者が社会に受け入れられ、自身の病状に応じて治療の継続を含めて自らの疾患と付き合いながら就業できるよう、循環器病患者の状況に応じた治療と仕事の両立支援や事業主への各種助成金を活用した就労支援等に必要な情報の周知に取り組みます。</u></p>

14

新（改定計画素案）	旧（現行計画）
<p>○ <u>県は、治療と仕事の両立支援を推進する企業や事業所を支援するため、「かながわ治療と仕事の両立支援推進企業認定事業」を進めます。</u></p> <p>※1 <u>患者に寄り添いながら、継続的に相談支援を行いつつ、個々の患者ごとの治療と仕事の両立に向けたプランの作成支援、かかりつけ医や企業・産業医と復職に向けた調整等の支援を行う者です。</u></p> <p>※2 <u>かかりつけ医、会社・産業医と、患者に寄り添う両立支援コーディネーターによるトライアングル型で患者をサポートする体制のことをいいます。「働き方改革実行計画」において、病気の治療と仕事の両立を社会的にサポートする仕組みを整え、病気を患った方々が、生きがいを感じながら働ける社会を目指すため、トライアングル型サポート体制を構築することとされました。</u></p> <p><u>第8項 小児期・若年期から配慮が必要な循環器病への対策</u></p> <p>（1）現状と課題 略（内容検討中）</p> <p>（2）取り組むべき施策 略（内容検討中）</p> <p><u>第9項 循環器病に関する適切な情報提供・相談支援</u></p> <p>（1）現状と課題</p> <p>○ <u>医療技術や情報技術が進歩し、患者の療養生活が多様化する中で、患者とその家族が持つ治療や生活における疑問や、心理・社会・経済的な悩み等に対応することが求められています。</u></p> <p>○ <u>相談支援は、急性期における医療機関受診から慢性期における医療、介護及び福祉に係るサービスに関することまで、多岐にわたります。急性期には患者が意識障害を起したり、患者や家族がショックを受けていることが多く、時間的制約もあり、必要な情報を得たり相談支援を受けることが困難な場合があります。また、維持期に相談できる窓口が少</u></p>	<p></p> <p>新規</p> <p>新規</p>

新（改定計画素案）	旧（現行計画）
<p><u>ない、わかりにくいという意見もあります。そのような中で、患者やその家族が、地域において、医療、介護及び福祉サービスに係る必要な情報にアクセスでき、各ステージに応じた課題の解決につながるよう情報提供・相談支援体制を整えることが求められています。</u></p> <p><u>（２）取り組むべき施策</u></p> <p><u>○ 県は、国、国立循環器病研究センター等と協力し、循環器病に関する科学的根拠に基づいた正しい情報提供を行います。</u></p> <p><u>○ 県は、リーフレット等の資料、SNS やマスメディアを効果的に用いて、循環器病における必要な情報提供を円滑に行います。</u></p> <p><u>○ 県は、神奈川産業保健総合支援センター等と連携して、就労者に対して、循環器病に関する研修会を開催します。</u></p> <p><u>○ 県は、地域の医療機関、かかりつけ医、地域包括支援センター、介護事業者、訪問看護ステーション等を対象とした研修会、勉強会等を開催し、情報・相談ネットワークを強化します。</u></p> <p><u>○ 県は、これらの取組を効果的に推進するとともに、既存の患者支援体制の活用を推進しつつ、患者とその家族等に対して適切な情報やサービスにアクセスできるための環境整備及び相談支援体制の充実を図るため、地域の情報提供・相談支援の中心的な役割を担う医療機関に、循環器病患者とその家族の相談支援窓口を設置します。</u></p> <p>第3節 循環器病の研究推進 第1項 現状と課題 略 <u>（内容検討中）</u></p> <p>第2項 取り組むべき施策 略 <u>（内容検討中）</u></p>	<p>第3節 循環器病の研究推進 第1項 略</p> <p>第2項 取り組むべき施策 略</p>